

# 役員等報酬規程

## 社会福祉法人若竹会 役員等報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若竹会（以下「当法人」という。）定款第二三条並びに第九条並びに第六条第2項の規定及び定款施行細則第34条の規定に基づいて、役員（理事及び監事）並びに評議員並びに評議員選任・解任委員及び運営協議員（以下、「役員等」という。）の報酬について必要な事項を定める。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、当法人に対する賠償責任及び職務内容等を勘案し、報酬を支給することとする。但し、諸手当並びに賞与及び退職慰労金は支給しない。

2 以下の各号に該当する役員等の報酬については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士等、当法人と顧問契約を締結する者に関しては、別表第1に規定する日額報酬のみを支給する。
- (2) 当法人職員を兼務し、職員給与を支給されている者に報酬は支給しない。

### (報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は、別表第1に定める。

2 役員等が職務のために出張したときは、別に定める「役員等の旅費に関する規程」に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料等）を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、次の区分に応じて定める時期に支給する。

- (1) 月額報酬については、1年分を毎年2月に支給する。
- (2) 日額報酬は、当該会議に出席した都度、現金にて支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差し引いて支給する。

### (報酬等の日割り計算)

第5条 新たに役員等に就任した者には、その日から報酬を支給するものとする。

2 役員等が退任し、または解任された場合は、その前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、または解任された場合の報酬額については、その月の総日数を基礎とした日割り計算によって支給する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、役員等が死亡によって退任した場合には、その月までの報酬を支給するものとする。

### (端数の処理)

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行って支給するものとする。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公 表)

第6条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定めることができるものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表 1

● 役員等の月額報酬等基準額一覧表

役員等の区分	報酬額（月額）
理事長	100,000円
理事（副理事長）	50,000円
監事	10,000円
評議員	5,000円

※ 月額報酬については「第2条第2項の規定に該当する者は除外する。」

● 役員等の日額報酬額一覧表

役員等の区分	報酬額（日額）
理事	10,000円
監事	10,000円
評議員選任・解任委員	10,000円
評議員	5,000円
運営協議員	5,000円

※ 日額報酬については「第2条第2項第2号に該当する者は除外する。」